

Title	労働取引所論
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.3 (1910. 3) ,p.223(1)- 242(20)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100315-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

本社は積立金八百萬圓あり保險申込人安心して後事を託すを得べし。本社は開業以來二十八年を経過し基礎確實動がざることを富嶽の如し。本社は明治十四年七月七日開業し我國に於ては生命保險の開祖なり。保險申込人の最も注意すべきは確實なる會社を擇びにあり生命保險の効用は世人既に熟知せるを以て今多言せず創立より拂渡したる保險金高は五百有餘萬圓なり。全國極要の地に支店を置き到處に代理店あり。日曜大祭祝日を除き毎日保險申込を受く。規則書は葉書にて御申越次第送呈す。

明治生命保險株式會社

東京市麹町區八重洲町壹番地
電話 本局百三十五番
本局千六百八十八番

本社は株金の外に諸積立金貳百四拾七萬餘圓ありて其の支拂最も迅速なり。本社は明治廿四年二月の開業にして十八年の經驗を有し基礎鞏固なり。保險に付したる物は抵當品の用を爲し低利の金員借用の益あり。料理屋旅入宿の如き保險すれば一朝營業の資本を失ふ恐なし。市町村共有物を保險すれば地方經濟上最も得策ならん。製造所を火災保險に付せざれば一日も安心し難し。火災保險料は被保險地検査の上之を定む。日曜大祭祝日を除き毎日保險申込を受く。規則書は葉書にて御申越次第送呈す。

明治火災保險株式會社

東京市麹町區八重洲町壹番地
電話 本局二百七十五番
本局七百四十九番
營業係用 本局千〇九十九番

三田學會雜誌 第參卷 第參號

論 說

勞働取引所論

堀江 歸一

英國立法に於ける近時の趨嚮を見るに、不言不語の間に、所謂社會政策の綱領が最も秩序的に、又最も穩健に實行せられつゝあるの事實は何人も之を否定する能はず。保護の領域を擴張するの點に於ては、職工賠償法あり、土地賃借法あり、工場に於ける婦人勞働制限法あり、食料品混淆豫防法あり、契約の自由を制限するの點に於ては、愛蘭土地法あり、土地賃借法あり、共同的行爲を獎勵するの點に於ては、勞働者聯合禁止解除法あり、勞働紛議仲裁法あり、利益の均等を目的とするの點に於ては、勞働取引所論

英國立法に於ける近時の趨嚮——失業法——勞働取引所法——取引所法要領——失業者の種類——國立勞働取引所と各種失業者の關係——浮浪者問題——勞働者一身上の責任——獨逸勞働取引所の實例——勞働取引所と勞働紛議との關係。

勞働取引所論

太田信義 胃散

胃散元祖 太田信義

能効治主

- 溜飲
- 宿酔
- 胸痞
- 胃痛
- 嘔吐
- 食慾減損
- 嘔心
- 食傷

此藥は藥として毎食後に服用すれば消化機能を増進し、食料の消化を助長し、胃腸の機能を回復し、胃腸の病後、胃痛、嘔吐、食慾減損等に用ひて卓効あり。

價 金貳拾錢 金五拾錢 金壹圓

東京市日本橋區區町十一番地

2
ては、初等教育法あり、備者責任法あり、都市事業の政策あり。此他工場法は漸を以て改正せられ、益々適用の範圍を擴大すると同時に、其規定を細密にし、公共衛生法、労働者住家法の制定を見る等、社會政策の方針次第に立法の全局面を掩はんとするの形勢は日に盛ならんとし、遂に昨年養老金法の實施を見る一方には、救貧法問題調査委員會議決議の一條項に據り、國立労働取引所 (National Labor Exchange) 設立せらるゝに至れり。エー、ヅパー、ダイシー氏が千九百五年、英國に於ける法律と輿論との關係を著すや、其一節に於て社會政策の根本義を論じ、此教義は二箇の推定の基く。第一、自由放任は最も多くの場合に於て、健全なる立法の原則なるを否定すること、第二、政府の指導又は干渉は箇人の選擇又は自由を大に制限する場合に於ても、尙ほ利益ありとするは即ち今日の社會政策を誘導したる所以にして、將來益々斯る流風の盛なるを見る可しとしたり。(A. V. Dicey: The Relation between Law and Public Opinion in England, pp. 258-9).

上記英國に行はるゝ幾多社會政策の項目に就ては、本論之を述べず。姑く其研究を他日に譲り、以下最近時の立法並に施設に係る國立労働取引所の制度に就て、

其概要、立法の理由並に英國が立法上参考とせる獨逸労働取引所の實況を掲げて、以て英國社會政策を研究するの一端に充つ可し。

3
千九百五年失業者法 (Unemployed Workmen Act) 第一條第四項に據れば、此法律の下に組成せられたる中央團體又は窮乏委員會は労働取引所又は使備記録所 (Employment Register) を設立し、管理し、補助するを得るの規定にして、更に其第六項に於ては、以上の事業に要する費用は課税價格一磅に對し半片を限度として、地方税に増率を加へて、之に充つ可しとしたり。茲に於てか倫敦の如き千九百六年四月を以て從來労働事務所法 (Labor Bureaux Act, 1902) に據り、チェルシー、フオンスバリ、ハムマースミス、ハムステッド、イスリントン、ケンシントン、リユイシヤム、ボプラ、セントパンクラス、ウエストミンスター等に設立せられたる労働事務所を併合して、中央團體の下に使備取引所 (Employment Exchange) なるものを設立し、新に他の場所にも之を開設したり。是等の機關は開設以來日を経ること淺しと雖も、既に相當の成績を挙げたるものゝ如し。然るに千九百九年五月時の商務院長官ウヰンストン、チャール氏が議會に提出したる労働取引所法は從來の都市的基礎を

收めて、國立的とするものにして、從來の計畫に比較して、更に一步を進めたりと稱す可し。同法は前後十二箇條の規定より成り、各種規定の關係聊か煩雜に傾くのを嫌なきに非ずと雖も、全體を通じて一貫する主義は偶時的労働をして偶時的ならしめず、(Decasualization of Casual Labour)労働に對する需要を統一すると同時に、其供給を流動的ならしむるの一事に存すと云ふを得べし。試に其規定の重なるものを擧げんか、第一全國を十區域に區畫し、各區域に地方清算所 (Divisional Clearing House) を置き、倫敦に於ける國立清算所 (National Clearing House) と聯絡を保たしめ、第二是等各區域内に於ける人口五萬乃至十萬の都會には三十乃至四十の第一等労働取引所を設け、是等以下の小都會には若干數の労働取引支所を置き、第三重要なる中心地點には聯合委員會 (Joint Committee) を設け、労働者並に使傭人より同數の代表者を選出して、委員に充て、双方に關係なき永久職の官吏を以て委員長とする等は看過す可からざる條項にして、此他商務院は職業を求むる労働者、労働者を求むる使傭者に就て常に調査探究し、労働取引所を経て職業を得たる労働者にして、職業所在地に赴かんとするときには、之に旅費を貸與するの規定あり。又労働取引所の提

供したる職業に就くことを拒みたる場合に、拒絶の理由にして該職業に或る工業上の紛議の存すること、又は該職業に於ける賃銀が所在地方に行はるゝ所より低廉なることに繋らんには、他日再び取引所に依て職業を求むるの妨害たらざることを規定して、労働者を保護し、職業を得る爲め、又は労働者を得る爲めに、虚偽の陳述を爲したる者には十磅の罰金を課するの規定を置きたり。労働取引所經營の費用は一箇年十六萬磅なるが、建物建築中は二十萬磅を要するの豫算なり。以上の規定を包括せる法律案は格別の反對論に接せずして、兩院を通過し、九月二十日皇室の裁可を経たるが、思ふに労働取引所を經營して、其成績に多少の見る可きものを得たらんには、失業保險制度の如きも實施せらるゝに至る可しと云ふ。

二

英國の救貧法問題調査委員會が労働取引所の設立を提案したるは、之に依て失業者を救濟し、失業者が一步を誤まりて、救貧法の下に於ける受救者たらんとするを防遏するの趣旨に基けるものなるが、然らば世間に失業者を生ずる事情は果して如何。又失業者が容易に職業に就く能はずして、永く失業の状態に居る理由如

6 何。之を概括すれば大略左の數點に歸するを得べし。

第一、労働者は正直にして、又尊敬す可き資質を有するも、偶然永久の地位を失ひ、或は一時的作業の斷絶せる期間異常に永き場合。

第二、事業の性質、一時的又は間歇的なるが爲め、一時使傭不足の状態に陥り、多數の失業者を生ずる場合。

第三、大都會に於て職業が季節に依り繁閑の差を現はす爲め、閑散の季節に際し、労働者は四方に彷徨し、浮浪の状態に陥る場合。

第四、新生産課程、新機械の應用其他産業上の變動に基き、生計上の新手段に適應する訓練を缺きて、失業する場合。

此他職業を得ざる者の中に、往々にして就職不適者(Unemployables)例へば衰弱者、懶惰者、乞食、犯罪人、浪費者等を混入し、是等を擧げて、同一視する場合なきに非ざれども、労働取引所に關して失業者を論ずるに當ては、敢て斯る輩を認むるの必要を存せず。

國立労働取引所の設立は固より失業者救済問題の全部を解決するに足らずと

雖も、尙ほ解決の一要件たるを失はず。蓋し今日失業者問題に接して、最も大なる缺點と認む可きは、如何なる地位職業が現在空虚と爲れるか、又是等の地位職業は如何なる地方に散在せるやを最も迅速に、最も確實に、然も無料にて知得する能はざるの一事にして、此結果労働者を必要とする使傭者は眼前に解雇せられんとする労働者あるも之を顧みず、又特殊の労働に對する使傭の機會は特殊の時期に存せざるも、之を豫知せざるが如き不都合を免かれず。固より村落又は小都會にして、職業の種類少なきものに於ては、空位を見出し、又就職者を求むること困難ならずと雖も、倫敦其他大都會の如く、職業の種類甚だ多く、然も各種の職業に専門獨得の別あるに於ては、使傭者と労働者との間に或る聯絡を設け、然も之を組織的とするは最も必要にして、斯くの如くして、職業を求めんとして、奔命に疲るゝの愚を避くるを得べし。

7 今、國家が労働取引所を設立して其効果を擧げんとするには、取引所の爲す所をして前記四種の失業者を救済するに適應せしめざる可からず。第一種の失業者即ち永久の地位を失ひたる労働者は労働取引所に依て、如何なる地位が如何なる

都會に於て空位と爲れるやを知り、又自己の熟達せる特殊の業務は産業上に於ける變動の結果として、狹隘と爲り、他に代る可き職業を求むるの必要を認め、之に應じて一身の方嚮を定むるを得べし。第二種の失業者即ち一時的又は間歇的職業に於ける失業者に對しては、労働取引所は最も重要な職務を果し、取引所は斯る種類の労働者に殆ど間斷なく其用を致すものと云ふ可し。即ち取引所が使備の狀況に就て常に各方面の材料を蒐集する以上は、労働者は今日の如く職業を求むる爲めに、空しく四方を彷徨するの必要に接せず、又臨時的職業の中絶したる際に無職の地位に陥ることなきを得べし。彼の建築業、航海業の如き、最も臨時的職業の弊害を暴露するものなれども、取引所の設備あらんか、労働者は一事業の終了する以前に、他事業の開始することを知りて、之に赴くを得べし。大小都會を通じて幾多の取引所を設け、其間の聯絡を密接ならしめんか、電話電信を利用し、殆ど毎時間都會の如何なる方面に於て、如何なる種類の労働者に對し、如何なる職業の存するや、又如何なる都會には如何なる種類の労働者が職業を求めつゝあるやを通報するを得るが故に、労働者は今日の如く單に一片の風説に動かされ、職業を得んと

して、或る地方に赴き、職業を得る能はずして失望するが如きことなく、取引所に依り、眞實自己に適する職業の存在する地方に赴き、然も必要の員數を限り、之に赴くが故に、就職者に過剩を訴ふるが如き弊を杜絶するに難からず。

更に事業の種類に依ては、其作業の高が季節に依て變動し、假令ひ其變動に一定の規律ありとするも、或る數月間労働者は頗る繁忙を訴ふると同時に、他の數月間は大に閑散に苦しむことあり。今千八百九十七年より千九百六年に至る十年間、斯る季節的労働者の使備状態に就て、商務院の調査報告する所左の如し。

春季並に夏季には多數の職業あり。是等の中建築業は最も顯著なるものにして、春季に至て漸く増加し、七月に其絶頂に達し、八月末より年末に至る間次第に減退す。室内裝飾業も亦大體之と趨勢を共にし、馬車製造業は六月並に七月を以て最も繁忙を極む。桶製造業は之より季節晚く、刷子製造、帽子製造業は何れも秋を季節とし、衣服裁縫業は十月並に十一月を閑散の時とし、十二月より春季まで繁忙を告ぐるを常とす。而して全然是等と事業の性質を異にし、例へば鋸鋼業の如き所謂冬季作業として知らるゝものあり。又斯る氣候の關係より

10

は、社會上の習慣に依て、變動を生ずる事業あり。例へば印刷業の如き、一月末最も繁忙にして、クリスマスを過ぐると共に、閑散と爲り、二月より三月に掛けて、再び恢復し、四月より六月に至る間沈衰し、夏季殆ど業務の絶ゆるを見る。製紙業の如きも亦略ぼ之と傾向を一にす。

炭礦業は十二月最も繁忙にして、六七八の三箇月を通じて閑散と爲り、製鐵業は年末四箇月を以て繁忙期とす。

斯く各種職業の間に、其種類に依り一年中の季節に於て繁忙の差あること明白なりとすれば、假令ひ其繁忙の時期は各事業に於て、錯綜するものありとするも、尙ほ或る事業は或る時期に於て所要以上の労働者を擁して、其處置に苦しみ、結局之を解備すると同時に、他日再び之を雇傭するが如きことある可し。或は事業に依ては、其沈衰期に際しては、特に労働時間を短縮して就業せしめ、事業の繁忙と爲るまで之を雇傭ぐものなきに非ず。炭礦、織物業、製鐵、製鋼並に多數の工場を始め、農業等に於て往々其然るを見る。多少特殊の熟練を必要とする労働に於ては、此種の處置は使傭者被傭者双方に取て已むを得ざる所なる可し。然れども他の事業

に於ては、其繁閑に依て労働者の出入頗る多き上るものなしとせず。若しも労働取引所にして其業務を開始せんか、最高等の特殊熟練を要する労働の外、此種の労働者の出入は取引所を通じて、最も簡易に行はれ、或る事業にして閑散ならんか、労働者は繁忙なる事業を求めて之に赴き、特に労働時間短縮の下に、舊來の事業に固着するの必要を存せざるに至る可し。

或は労働經濟の全體より見て、總て一時的労働に屬するものを廢滅せしむるを得れば亦可なりと雖も、事業に於ける業務の高に相違あり、氣候季節の變動あり、數百千萬の消費者が需要する所に異動ある以上は使傭者が一時的労働を需要して、以て業務經營の必要に應せしむるは、已むを得ざる所に屬するものと云はざる可からず。斯く労働者が偶然の事情より永久の地位を失ひ、或は一時的又は間歇的事業に就き、或は季節的事業に就ける爲めに職業を離るゝものとして、是等の失業者が一時の事情の去ると共に、舊來の職業に復すれば甚だ可なりと雖も、然らざるに於ては、是等は相集まりて第三種の失業者と爲り、結局浮浪者の状態に陥らざるを得ず。思ふに労働取引所は此種の失業者に對して最大の効果を現はすものな

12
り。蓋し社會全般の利害より考ふるに、一時的又は間歇的賃銀労働を排除するは最も必要にして、之を排除するの手段として、労働取引所の効果あるは論を俟たず。固より使傭不足 (Under-employment) の根本原因たる労働需要の不規律を改めて、其規律整然たるものあらしむるは、到底望む可からざるの數にして、私人の事業に於けると、官廳の事業に於けるとを問はず、其使役する労働者の數に日々多少の變動を見るを常とす。隨て如何なる方法を以てするも、各箇の事業に就て労働使傭の上ニ變動を生ずるは之を避くる能はずと雖も、一事業に餘れる所を以て他事業に足らざる所を補ひ、全體の事業に於て使傭不足を訴ふる者の數を減ずるは決して爲し難きとに非ず。殊に労働取引所を経て雇入れたる労働者に就ては、雇傭の一條件として、其期間の最小限度を一箇月とするが如き規定を設けんか、事業の狀況に依り、一日限り又は一週間限りにて、労働者に職業を失はしむることなきを得べし。浮浪者を減ずる方法は從來政府の最も苦心したる所にして、或は嚴酷の方針を以て、或は寛大の態度を以て、之に臨みたれども、常に其効果を見る能はず。蓋し労働の場所を求むる唯一の方法は労働の需要ある所に赴きて、之に就くに外ならざ

る以上は、失業者が都會と都會との間を遍歴するは實際に已むを得ず。而して斯る遍歴者と常習的浮浪者との間に區別を置くこと困難なるのみならず、遍歴者にして一步を誤まらんか、常習的浮浪者と伍を共にせざる可からざるに至る可し。若しも國立労働取引所設立せられ、失業者は國內如何なる邊に於て、労働の需要あるやを知るを得んには、職業を求むる爲めに四方を遍歴するを要せず、電信電話の便を利用して、職業の存する場所を確め、若しも其地に赴くの旅資を有せざる場合には、労働取引所は之に讓渡すを得ざる鐵道切符を交付し、他日週賦を以て其支拂に當らしむるが故に、衣食の資を有せずして、遍歴する者の跡を絶つ可し。今日英國に於て救貧法其他の救恤法を施行するに當り、最も困難とするは、一身上の責任を強行するの道を缺くこと是れなり。例へば無宿の貧民の如き、之を放擲せんとするも、輿論は是等に有形の必要を充さしめんことを要求して已まず、又實際に無料宿泊所其他に收容して、以て救助を致さんとす。若しも此方法に依て救助するを得れば、甚だ可なりと雖も、固より其能くする所に非ず。又兩親が懶惰にして、其兒女に充分の給養を致さざるときは、地方教育局、地方衛生局の費用を以

て、之に食餌を興ふると雖も、固より其効果の萬全を期す可からず。寧ろ一步を進め、國立労働取引所を設けて労働の機会を授け、其後に於て此機会を利用せざる者あらんか、國家に於て其責任を糺し、怠惰、自恣、不注意、飲酒等の爲めに貧困に陥れる者に對して嚴重なる制裁を加ふるを得べき道理なり。

三

英國が今回國立労働取引所を開設するに當り、獨逸の制度を參酌したるは疑を容れず。蓋し千八百九十三年より九十四年に至る間英獨兩國共に不景氣に沈淪し、失業者の處置に窮したる際、獨逸は早くも労働取引所の開設に着手し、爾來其事業に著しき發達を告げたり。即ち左の如し、

伯林	人口(一九〇五年)一九〇七年中取引所に依り職業に就ける者		特質並に設立期
	男	女	
スツ、トガルト	二〇四、〇〇〇	八〇、八四七	任意團體(一八八三年)一八九三年來市の補助を受く。
ミュンヘン	二四九、〇〇〇	三七、八九三	市設(一八九五年)
フランクフルト	五三九、〇〇〇	二九、六五八	同上
ドレスデン	三三五、〇〇〇	二一、一九五	同上
	五一七、〇〇〇	一一、二四八	任意團體
		二二、八九三	三四、一四一
			任意團體

キヨルン	四二九、〇〇〇	二一、八〇五	七三五九	二九、一六四	代表者組織、一八九〇年來市費にて維持
デュッセルドルフ	二五三、〇〇〇	二五、八六二	二、八四四	二八、七〇六	代表者組織、一九〇五年來市費にて維持
マンハイム	一六四、〇〇〇			一九、九二五	一九〇五年來市設一八九三年任意團體にて設立
フライブルヒ	七四、〇〇〇	一一、二六八	六、四三三	一七、七〇一	一八九七年來市設、一八九二年市補助、任意團體にて設立
ライプツヒ	五〇四、〇〇〇	九、九四五	一六、四二五	二六、三三〇	市補助に依る任意團體
ストラスブルヒ	一六八、〇〇〇	一一、二七一	三、二九三	一五、四六四	一八九五年市設
ニユルンベルヒ	二九四、〇〇〇	九、八七八	四、九四〇	一四、八一八	一八九六年市設

前記各種の労働取引所中最も事業の盛大なる伯林並にミュンヘンの取引所に就て説明せんに、伯林労働取引所は常に規模の大なるを以て特色とするのみならず、市設に非ずして、任意團體の下に成立し、市より年額四萬馬克の補助を受くるに止まるが如き最も注目を値す可しとす。隨て取引所に於ける取引は無料に非ず、就職希望者は二十プロフェニツヒを支拂ひ、此領收證を有する者に限り、三箇月間取引所の待合室に出入するを得。取引所の行政は職工組合、使傭者組合の代表者より成る委員會の掌る所にして、取引所を職業の種類に依て區別し、以て事務の處理に便す。ミュンヘン労働取引所は千八百九十五年十一月一日を以て開設せられ、

其設立の理由として、第一使傭者並に被傭者(商工業家庭内の勞役に關する勞働者、一時的勞働者、徒弟を含む)をして就業に關し、互に關係を密接ならしむること、第二勞働者並に使傭者の狀況に關し、總ての材料を蒐集することの二點を擧げたり。取引所の經營は三名の使傭者、同數の被傭者並に市の任命したる委員長の掌中に在り、取引に對しては何等料金を課さず、經營の費用は總て市政府の釀出に係る。獨逸に於て勞働取引所の事業發達するに隨ひ、取引所と勞働問題との關係殊に資本家と勞働者との間に紛議を生じたる場合に、取引所の取る可き方針に就て世間の議論を惹起するに至れり。第一取引所は賃銀又は使傭條件が職工組合の定めたる標準と一致せざる職業を通告するとを拒絶し、以て賃銀並に使傭條件の問題に干與するを至當とするか。此問題に對して取引所の爲す所を見るに、多くは斯る事項に關係し、特別の勞働條件を強行するを以て、取引所の職分と認めざるものゝ如し。傭者被傭者は各自の間に於て雇傭條件を定む可く、取引所は兩者を媒介するの職分を行ふに止まる。若しも使傭者が法外に低廉なる賃銀を申出でたる時には、取引所は斯る賃銀にては到底所要の勞働者を得る能はざることを使傭

者に忠告することを以て、最上の任務とす可く、此忠告に接しながら、尙ほ使傭者に於て其申出を改めずとすれば、取引所は空位と賃銀とを告示して、應募者を待つ可きのみ。第二傭者被傭者間に紛議の起れる場合に、取引所は双方に對して如何なる態度を取る可きか。同盟罷工又は總解雇の場合に、取引所が新に勞働者の供給に當らんか、使傭者を助くるに至ると同時に、此供給を拒絶せんか、勞働者を助くるに至らざるを得ず。此間に處して、取引所が取る可き方針を案ずるに、大體上左の四種に分つを得べし。

第一、全然紛議を閉却し、紛議の爲めに空虛と爲りたる勞働者の地位を充すに、他の原因より來れる空位に對すると同様にするもの(ニュルンベルヒに行はれ、伯林も千九百五年まで此方針を取れり)。

第二、紛議に基ける空位を記録し、又就職希望者に之を告知すと雖も、之を爲すに當り、就職者に紛議の事實を知らしむるもの(デュッセルドルフ、フランクフルトに行はれ、千九百五年以後の伯林、千九百四年以後のキヨルンにも行はる)尙ほ此外に以上の事實を取引所構内に掲示するもの(ストラスブルヒ、千八百九十八

18

年後のミュンヘン千九百一一年後のストットガルトに行はる。

第三、紛議の繼續中、紛議關係者に對して、取引所の事業を中止するもの(パールメン、千九百四年前のキヨルンに行はる)。

第四、紛議の起れる度毎に、會議を開きて方針を決定するもの(千八百九十八年前のミュンヘン、ライプツェに行はる)。

以上四策の内第二策が實際に承認せらるゝは三大都會即ち柏林、キヨルン、ミュンヘンに於て他の諸策を試みたる後に採用せられたるの一事に徴して、甚だ明瞭なりとす。

獨逸に於て始め労働取引所の起るや、種々の方面より非難を蒙り、職工組合會議の如き常に之を攻撃して已まざりしが、近時に至り此種の反對は自ら消滅し、熱心に其制度を支持する者多きに至れり。其然る所以を考ふるに、労働取引所の成立したる結果として、労働者が一事業より他の事業に移るに當て休業する期間を短縮し、爲めに職工組合が休業労働者に對して支拂ふ給與を減じたる如き利益の適切なるものありたるに歸せざる可からず。獨逸に於て特に速に労働取引所の發

達を來したるは畢竟労働者が自ら其勞力に對して常に變轉する市場を見出し、然も其費用を自ら負擔するは、最も組織を必要とする事項を孤立的行動に委して顧みざるものなりとの信念漸く一般世人の間に起り、一方に労働以外賣買せらるゝものは必ず市場を有するに、獨り労働のみが市場を有せざるは公平を失するのみならず、浮浪懶惰其他の惡徳を促すに至ることを認識し、之に應ずる對策を工風したるが爲めに外ならざるなり。

本論を起草するに當て參照したる所敢て多しと云ふ能はず。ウエツプ氏の救貧問題調査委員會少數報告第二編、シュロツス氏起草の外國失業者救濟制度報告(Report to the Board of Trade on Agencies and Methods for dealing with the Unemployed in

Certain Foreign Countries by D. F. Schloss, ed. 2304) ダブリユー、エツチ、ビーヴエリツヂ

氏が千九百七年三月前に翌年同月のエコノミックジヨナルに掲げたる労働取引所に關する論文(ビーヴエリツヂ氏は今回英國労働取引所の管理者に任命せられたり、此點に於て氏の論文は特に注目を値す等三四を數ふるのみ。労働取引所の何ものたるやを紹介するに止まり、深く他に及ばざるは之が爲めなり。

19

他日補正するの時あるを期す。

耕地整理の方針に對する一疑議(其二、完)

氣 賀 勘 重

四

稻田の増加が財政上直接の利益あること斯の如く、而して地主の爲に有利なるとも亦斯の如きものあるより觀れば、耕地整理が稻田の増加を以て其一大主眼とせるは眞に其當を得たるの感なきを得ず。然りと雖も更に眼界を廣めて社會全般の利益、就中國民經濟の利益より觀れば斯る方針、斯る政策が果して有利なるや否やは甚だ疑なきを得ざる可し。國民經濟政策の見地より立言すれば、經濟政策の根本的主眼は一般人民の物質的幸福の増進、詳言すれば社會各員全體をして可及的多種多様の貨物を間斷なく享得するを得せしむるの一事に外ならず。從て農業政策の見地より觀れば可及的多數の農民をして可及的多大の所得を享受せ